

阿蘇地域振興局 開発規制パンフレット No.3(自然公園編)



自然公園は自然の風景地を保護するために指定された地域のことです。

自然公園には国立公園、国定公園、熊本県立自然公園の3種類があります。

自然公園はその風景を維持するために一定の行為を禁止したり制限したりしています。

スタート

どこの市町村で行為を行いますか？

阿蘇市
南小国町
小国町
産山村
高森町
南阿蘇村

阿蘇くじゅう国立公園

小国町

耶馬日田英彦山国定公園

西原村

自然公園法以外の手続についても必要な場合がありますので、必ず確認してください。

環境省阿蘇自然環境事務所にお問い合わせ下さい。

連絡先
環境省阿蘇自然環境事務所
〒869-2225 阿蘇市黒川1180
Tel.0967-34-0254

注1

① 工作物の新築、改築、増築(建築物、道路、送水管、鉄塔など)
② 木竹の伐採
③ 鉱物や土石の採取
④ 河川、湖沼の水位・水量の増減
⑤ 指定湖沼への汚水の排出等
⑥ 広告物の設置等
⑦ 指定する物の集積または貯蔵
⑧ 水面の埋め立て等
⑨ 土地の形状変更
⑩ 指定植物の採取等
⑪ 指定動物の捕獲等
⑫ 屋根・壁面等の色彩の変更
⑬ 指定区域内への立ち入り
⑭ 指定地域での車馬等の乗入れ

許可を要する行為

※ 木竹の植栽・家畜の放牧は事前の届出で可。
非常災害のために必要な応急処置は事後の届出で可。

注2

① 大規模な工作物の新築、改築、増築
② 川、湖沼の水位・水量の増減
③ 広告物の設置等
④ 水面の埋立等
⑤ 鉱物や土石の採取
⑥ 土地の形状変更

届出を要する行為



行為を行う区域は公園区域内ですか？

YES

特別地域ですか？

YES

行為内容により県知事の許可が必要です。

阿蘇地域振興局農林部林務課にお問い合わせ下さい。

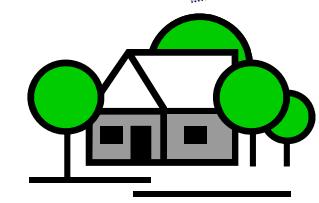
連絡先
阿蘇地域振興局農林部林務課
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2402
Tel.0967-22-1117(ダイヤルイン)

他法令の手続についても必要な場合がありますので、必ず確認してください。

NO

普通地域ですので、行為内容により届出が必要になる場合があります。

他法令の手続についても必要な場合がありますので、必ず確認してください。



自然公園法に基づく手続は必要ありません。

自然公園法以外の手続についても必要な場合がありますので、必ず確認してください。

主な関係法令に基づく規制

◆国土地利用計画法

一定面積以上の土地取引を行う場合、届出が必要です。
→ 各市町村担当窓口へ

◆森林法

1haを超える開発行為(土石または樹根の採掘、開墾、その他土地の形状変更等)を行う場合、事前に許可を受ける必要があります。

保安林内において、一定の行為(立木の伐採、土地の形質の変更等)を行う場合、事前に許可が必要です。

→ パンフレットNo.2を参照

◆農地法

農地や採草放牧地を転用する場合、事前に許可が必要です。

→ パンフレットNo.1を参照

◆都市計画法

都市計画区域内で3,000㎡以上の開発行為を行う場合は、事前に許可を受ける必要があります。

また、都市計画区域外であっても、1ha以上の開発を行う場合は許可が必要です。

→ パンフレットNo.4を参照

◆熊本県屋外広告物条例

条例で定める区域内において、一定の屋外広告物を掲出する場合、事前の手続きが必要です。

→ 阿蘇地域振興局土木部維持管理課

◆熊本県自然環境保全条例

指定された区域及び自然公園内で一定規模を超える行為を行う場合、県及び市町村と協定を締結する必要があります。

→ 阿蘇地域振興局農林部林務課

◆建築基準法

建築物や工作物を建築したり、その用途を変更したりする場合、事前に確認申請が必要です。

→ パンフレットNo.4を参照

◆熊本県景観条例

大規模な開発行為や、景観形成地域・特定施設届出地区内において工事等を行う場合、事前に届出が必要です。

→ 阿蘇地域振興局土木部企画調査課

◎上記の他、各市町村の開発規制に関する条例、要綱により、事前に協議等が必要となる場合があります。

→ 各市町村担当窓口へ



自然公園区域内での土地造成などの行為には許可(届出)が必要だよ。